



令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案

- 令和 5 年 5 月 26 日公表のパブリックコメントを踏まえた対応

執筆者： 弁護士 神鳥 智宏
 弁護士 日比 慎
 弁護士 望月 賢
 弁護士 加藤 勇太

July 2023

In brief

昨年 6 月 3 日に成立した、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により、資金決済に関する法律が改正され（以下、「**本改正**」といい、本改正後の同法を「**改正法**」といいます。）、金融審議会のワーキング・グループにて議論されてきた「電子的支払手段等」に係る具体的制度設計がなされるとともに、高額電子移転可能型前払式支払手段への対応が新たに規定されました。本年 5 月 26 日には、改正法に係る政令・内閣府令のパブリックコメントの結果等¹（以下「**本パブリックコメント**」といいます。）が公表され、本年 6 月 1 日より改正法がその政令・内閣府令とともに施行されたことから、実際の運用に向けた法制度が整えられています。

本ニュースレターでは、昨年 3 月 31 日付の PwC Legal Japan News 3 月号（資金決済等の改正案）（以下「**ニュースレター（資金決済等の改正案）**」）といひます。）で解説した電子決済手段等及び高額電子移転可能型前払式支払手段について、政令・内閣府令及び本パブリックコメント等を踏まえてその概要をアップデートし、解説します。なお、紙幅の関係から、電子決済手段等については発行の局面のみを扱います。

In detail

1. 電子決済手段の定義

いわゆるステーブルコインについては、法令上明確な定義は存在していませんが、一般的には、「特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているもの」をいうと考えられています²。また、2022 年 1 月 11 日に公表された金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告」（以下「**資金決済 WG 報告書**」）においては、価値を安定させるための仕組みの違いにより、①デジタルマネー類似型ステーブルコイン（法定通貨の価値と連動した価格（例：1 コイン＝1 円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずるもの）と②暗号資産型ステーブルコイン（利用者が発行価格と同額の償還請求権を有するわけではなく、アルゴリズム等で価値の安定を試みるもの等）の二つに分類されておりました。改正法においては基本的には①を意味するものとして「電子決済手段」という定義が新設され、4 つの類型が定められました（改正法 2 条 5 項各号）³。

¹ 2023 年 5 月 26 日付、金融庁「令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html>）

² 金融安定理事会（FSB）「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告」（2020 年）の定義

³ ②については、引き続き、暗号資産又は金融商品取引法上の有価証券に該当し得ると考えられています（資金決済 WG 報告書 17 頁以下参照）。

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

1. 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの(i)代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、(ii)不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値 (iii)電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(第三号に掲げるものに該当するものを除く。)(下線及び(i)(ii)(iii)につき筆者加筆)
2. 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(次号に掲げるものに該当するものを除く。)
3. 特定信託受益権
4. 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(1) 1号電子決済手段

改正法2条5項1号に規定される電子決済手段(以下「1号電子決済手段」といいます。)の該当性を判断するための要件の概要は次のとおりです。

- ① (i)「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができるか否かを判断するに当たっては、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等の観点から検討する必要があります⁴。例えば、BtoC市場において代価の弁済手段として広く流布している既存の電子マネー類は、発行者が利用者の残高や使用可能な店舗を一括で管理するシステムを基盤としていることから、通常は本要件を充足しないものと思われる。
- ② (ii)「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができるか否かを判断するに当たっては、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等の観点から検討する必要があります⁵。この点、電子決済手段等取引業者事務ガイドラインによれば、銀行等又は資金移動業者が発行するデジタルマネーであって、その発行者が犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」といいます。)に基づく取引時確認をした者にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、基本的には、本要件を充足しないので、電子決済手段に該当しない旨示されている点に留意する必要があります。
- ③ 1号電子決済手段となる財産的価値は、(iii)「電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産⁶」に限定されており、有価証券、電子記録債権法2条1項に規定する電子記録債権及び前払式支払手段⁷並びに「対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために、提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの⁸」(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(以下「電子決済手段府令」といいます。)2条1項)は除外されています。

(2) 2号電子決済手段

⁴ 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係)」(以下「電子決済手段等取引業者事務ガイドライン」といいます。)¹1-1-1①

⁵ 電子決済手段等取引業者事務ガイドライン1-1-1②

⁶ 通貨建資産とは、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの(中略)が行われることとされている資産」(改正法2条7項)をいいます。

⁷ もっとも、電子決済手段府令2条2項により、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など移転を完了するためにその都度発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については電子決済手段に該当するとされています(電子決済手段等取引業者事務ガイドライン1-1-1②注2)。

⁸ 事業者がキャンペーンの一環や景品として利用者に無償で付与する通貨建てのポイント等が該当すると考えられます。

1号電子決済手段に該当しない財産的価値でも、不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換を行うことができるものであって、電子情報処理組織を用いて移転可能なものであり、かつ、特定信託受益権に該当しないものは、改正法2条5項2号に規定される電子決済手段(以下「2号電子決済手段」といいます。)に該当します。

この点、不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換できるものか否かを判断するに当たっては、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく1号電子決済手段との交換を行うことができるか」、「1号電子決済手段との交換市場が存在するか」、「1号電子決済手段を用いて購入又は売却できる商品権利等にとどまらず、当該電子決済手段と同等の経済的機能を有するか」等の観点から検討する必要があります⁹。

(3) 3号電子決済手段

改正法2条5項3号に規定する電子決済手段(以下「3号電子決済手段」といいます。)である「特定信託受益権」とは、「金銭信託の受益権(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。))に表示される場合に限る。)であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの(同条9項)であり、円建ての場合は、信託財産全部を円建ての要求払預金で管理されるものを、外貨建ての場合は、信託財産全部を当該外貨の要求払外貨預金で管理されるものを指します(電子決済手段府令3条)。

(4) 4号電子決済手段

改正法2条5項4号は「前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの(以下「4号電子決済手段」といいます。)も電子決済手段に該当するものとしています。同規定を受けて、電子決済手段府令2条3項は、「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの(同項第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。)のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの」と規定しています。

この点、通貨建資産に該当すれば、1号電子決済手段に該当することになるので、本号は、前述のいわゆる暗号資産型ステーブルコインのうち、一般的に広く利用されるようなものについて、現時点では暗号資産に該当するところ、指定により電子決済手段としての規制を及ぼすための規定と考えられます。なお、現時点において、金融庁長官による4号電子決済手段に該当するものの指定はなされていません。

2. 発行者に対する規制の概要

電子決済手段を発行・償還する行為は、基本的には為替取引に該当することから、業として電子決済手段の発行及び償還を行うためには、原則として、銀行等の免許又は資金移動業の登録が必要となります(銀行法2条2項2号・4条1項、改正法2条2項・37条)。もともと、信託会社又は外国信託会社は「特定信託会社」(改正法2条27項、同施行令2条の2)として、銀行等の免許又は資金移動業の登録を受けずに、3号電子決済手段(特定信託受益権)を発行することができます(改正法37条の2第1項)¹⁰。

資金移動業者及び特定信託会社が発行者となる場合の主な規制は以下の表のとおりです。

資金移動業者	特定信託会社
滞留規制／送金上限規制	送金上限規制 ¹¹

⁹ 電子決済手段等取引業者事務ガイドライン1-1-1③

¹⁰ 所定の事項について届出を行う必要があります(改正法37条の2第3項、資金移動業者に関する内閣府令(以下「資金移動業府令」といいます。))3条の6)。

¹¹ 特定信託会社は、業務実施計画の認可を受けることにより、1件当たり100万円を超える資金の移動に係る特定信託為替取引もできる(改正法37条の2第2項、40条の2第1項、同施工令12条の4)。

事前届出義務	事前届出義務
電子決済手段の内容に関する説明義務	電子決済手段の内容に関する説明義務
利用者の保護又は資金移動業者の適切かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じる義務	受益者からの償還請求等へ応じる体制整備義務

3. 高額電子移転可能型前払式支払手段

(1) 従前の議論

改正法が第三者型前払式支払手段のうち一定の要件を満たすものを、新たに「高額電子移転可能型前払式支払手段」と定義し、その発行につき業務実施計画の届出が求められるなど追加的な規制が課されることは、ニュースレター(資金決済法等の改正案)5頁で解説したとおりです。本改正に伴う前払式支払手段に関する内閣府令(以下「前払式支払手段府令」といいます。)の改正¹²及び本パブリックコメント(特に、コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(前払式支払手段関係)(以下「本パブリックコメント(前払式支払手段)」という。)の公表により、その詳細が判明したことから、以下アップデートします。

(2) 規制対象

改正法及び前払式支払手段府令では、新たに、不適切利用防止措置¹³の対象となる前払式支払手段として、(i)残高譲渡型前払式支払手段¹⁴、(ii)番号通知型前払式支払手段¹⁵及び(iii)(ii)に準ずる前払式支払手段¹⁶(以下、便宜上「国際ブランドの前払式支払手段¹⁷」)の3類型が定義されました(以下「電子移転可能型前払式支払手段^{18,19}」)といえます。

また、上記(i)ないし(iii)の中で、特に、業務実施計画の届出²⁰及び犯罪による収益の移転防止に関する法律上の規制の対象となる類型として、「高額電子移転可能型前払式支払手段」が定義されました。

これらを表でまとめると以下の【表1】のとおりとなります。

【表1】

	電子移転可能型前払式支払手段		
類型	(i)残高譲渡型前払式支払手段	(ii)番号通知型前払式支払手段	(iii)国際ブランドの前払式支払手段
要件	➤ 前払式支払手段 ²¹		➤ 第三者型前払式支払手段

¹² 令和5年5月26日閣議決定及び公布、令和5年6月1日施行

¹³ 前払式支払手段府令5条の2

¹⁴ 前払式支払手段府令1条3項4号

¹⁵ 前払式支払手段府令1条3項5号

¹⁶ 前払式支払手段府令23条の3第2号ロ

¹⁷ 資金決済WG報告書38頁では、(iii)の類型につき、「いわゆる国際ブランドの前払式支払手段」と記載され、本パブリックコメント(前払式支払手段)においても同様の表現がされています。

¹⁸ 改正法及び前払式支払手段府令上、直接の定義規定はありませんが、前払式支払手段府令別紙様式第3号では「電子移転可能型前払式支払手段」として上記(i)ないし(iii)が挙げられています。

¹⁹ これと対になる概念として、電子的に譲渡・移転できず、少額のチャージ上限の下で、小口決済に使われる、いわゆる「小口決済型」の前払式支払手段が観念されます。その代表例が交通系ICカードですが、交通系ICカードは、ICカードがなければ使用できず、電子的な譲渡・移転ができない仕組みとなっています。また、チャージ残高は、各社の規約やシステム対応により上限2万円と設定されています。こうした「小口決済型」の前払式支払手段については、そのリスクに鑑み、特段の対応が不要とされた経緯があります(資金決済WG報告書36頁)。

²⁰ 改正法11条の2第1項

²¹ ここでいう「前払式支払手段」には、適用除外の前払式支払手段(改正法4条各号に掲げる前払式支払手段も含まれると解されず(本パブリックコメント(前払式支払手段)回答No.5)。

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者の指図に基づき ➢ 発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて未使用残高の移転をすることができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であって ➢ 当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者としてその未使用残高をアカウントに記録するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ その未使用残高がアカウントに記録される ➢ 登録商標の使用をする権利を有するは後者により当該登録商標が付される ➢ 当該第三者型前払式支払手段に係る証票等がなくても、代価の弁済のために使用すること等が可能であるもの
サービス例	自分のアカウントからの指図により、他の者に残高を移転できるサービス	メール等により特定のコードを送付することにより、他の者に残高を送付できるサービス	国際的なブランドのクレジットカード会社の発行するプリペイドカード
高額…の要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ その未使用残高が前払式支払手段記録口座²²に記録されるものであること ➢ その未使用残高が電子情報処理組織を用いて移転可能であること ➢ 電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものであること²³ 		
	➢ 第三者型前払式支払手段		- ²⁴
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 移転可能な未使用残高の額が 10 万円/件又は 30 万円/月²⁵を超えること 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 記録可能²⁶な未使用残高の額が 10 万円/件又は 30 万円/月を超えること ➢ 残高譲渡型前払式支払手段のうち、その発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することになるものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 記録可能な未使用残高の額が 30 万円/月を超えること ➢ 登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店において、代価の弁済に使用すること等が可能で未使用残高の額が 30 万円/月を超えること

(3) 不適切な利用を防止するための措置

本改正により、電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、不適切利用防止措置が義務付けられました²⁷。その具体的な内容は以下の【表2】のとおりです。

【表2】

(i)残高譲渡型前払式支払手段	(ii)番号通知型前払式支払手段	(iii)国際ブランドの前払式支払手段
-----------------	------------------	---------------------

²² 当該口座に記録される未使用残高の上限額が 30 万円を超え、かつ当該口座に前払式支払手段の内容が記録されることにより、当該前払式支払手段を代価の弁済に使用すること等が可能となるものをいいます(改正法 3 条 9 項、前払式支払手段府令 5 条の 3 第 1 項及び第 2 項)。

²³ ただし、繰り返しのチャージ(リチャージ)ができるものに限られます(資金決済 WG 報告書 47 頁、本パブリックコメント(前払式支払手段)回答 No.24)。

²⁴ 高額電子移転可能型前払式支払手段は、前払式支払手段のうち、第三者型前払式支払手段に限られますが、国際ブランドの前払式支払手段は、それ自身が第三者型前払式支払手段に限定されています。

²⁵ 1 か月の起算点(各高額電子移転可能型前払式支払手段共通)については、一律に各月 1 日を指すのではなく、前払式支払手段発行者が自主的に判断することが可能とされます。また、個々の利用者ごとに当該起算点を設定することも妨げられないとされます(本パブリックコメント(前払式支払手段)回答 No.25・26)。

²⁶ 「記録可能」とは、「チャージ可能」の意味であるとされます(パブリックコメント(前払式支払手段)回答 No.9)。

²⁷ 前払式支払手段府令 23 条の 3。なお、本改正以前は、保有者の指図を受けて、その未使用残高を他の利用者に移転することができる前払式支払手段(本改正における残高譲渡型前払式支払手段に相当するもの)の発行者についてのみ、不適切利用防止措置が求められていました。本改正により、番号通知型前払式支払手段及び国際ブランドの前払式支払手段の発行者についても、不適切利用防止措置が求められることとなりました。

<p>➤ 電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないための適切な措置²⁸</p>	
<p>➤ 当該高譲渡型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置（具体的には、以下の各事項を講じる²⁹）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し ② 1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限金額を、不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定 ③ 一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備 ④ 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等の確認 ⑤ 再発防止等の観点から、不適切利用の類型に応じ、ウェブサイト等への注意喚起の表示 	<p>➤ 当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置（具体的には、以下の各事項を講じる³⁰）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し ② 転売を禁止する約款等の策定や、サービスに係る上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定 ③ 不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備 ④ 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等の確認 ⑤ 再発防止等の観点から、不適切利用の類型に応じ、ウェブサイト、販売時における販売端末、店頭に陳列するプリペイドカード等への注意喚起の表示

(4) 業務実施計画の届出

高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとする前払式支払手段発行者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した業務実施計画³¹を内閣総理大臣に届け出ることが求められます³²。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額を定める場合にあつては、当該上限額 ➤ 当該電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法 ➤ 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項 ➤ 不適切な利用を防止するための措置を講ずるために必要な体制に関する事項 ➤ 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針 ➤ 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針 ➤ その他利用者の保護を図り、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な措置

(5) 犯収法上の規制

本改正に伴う犯収法の改正により、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとする前払式支払手段発行者は、犯収法上の特定事業者に該当するものとされました³³。これにより、取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等が義務付けられることとなりました。

²⁸ 前払式支払手段府令 23 条の 3 第 3 号。なお、当該措置については、電子移転可能型前払式支払手段の発行者に限らず、全ての前払式支払手段発行者について求められます。

²⁹ 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)」II-2-6-1(1)参照

³⁰ 金融庁「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)」II-2-6-1(2)参照

³¹ 別紙様式第 11 号の 2 及び 3

³² 改正法 11 条の 2 第 1 項、前払式支払手段府令 20 条の 2 第 2 項

³³ 犯収法 2 条 2 項 30 号の 2

The takeaway

改正法及び政令・内閣府令により、デジタルマネー類似型のステーブルコインの発行及び仲介に係る規制の詳細が規定されました。発行の場面においては、従来、ステーブルコインと一般的に認識されていたものとの差分に留意する必要があります。また、従前、マネー・ローンダリング等のリスクが高いとされていた一定の前払式支払手段について、類型化が行われ、適用される追加的な規制の内容が明らかになりました。マネー・ローンダリング等のリスク環境は、日々刻々と変化するものであり、今後、制度の見直しや基準・要件の変更が行われることも十分予想され、引き続き動向に注目が必要となります³⁴。

³⁴ 本パブリックコメント(前払式支払手段)回答 No.28 においても、本改正における高額電子移転可能型前払式支払手段は、現時点において特にリスクが高いものとして切り出されたものであって、不断の制度見直しを機動的かつ柔軟に行っていくことが重要である旨示されています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー
神鳥 智宏

弁護士
日比 慎

弁護士
望月 賢

弁護士
加藤 勇太

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2023 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.